

小右記訓読稿

松原 輝美 池下美代子
 大原 一輝 高田 英雄
 蓮井 宣昭 松原 一義

凡 例

- 一 本訓読のもとにしたテキストとしては、大日本古記録所収の小右記(東京大学史料編纂所編、岩波書店、昭和三四年三月刊)を用いた。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特に異論がない限り、その推定に従った。
- 一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。
- 一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。
- 一 小見出しは、「」を付して示した。

- 一 割り注は、() を付して示した。
- 一 私に年月を補う時は、() を付して示した。
- 一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□ (二字以上) のような形で示した。
- 一 訓読不明の部分については、原文のまま記しておいた。
- 一 なおお読解の便のため、大日本古記録所収の小右記に見える人名注記等を本文の後に一括掲示したので、参照されたい。

正暦六年(改元長徳)

- 正月
 「行幸の事」
- 二日、己酉。巳の時許りに参内す。今日行幸なり。而るを⁽¹⁾ 関白⁽²⁾ 劣る所有り、参入せらるべからざるの由奏聞せらる。是御夢想の為紛紜すといへり。即ち此の由を以て⁽³⁾ 内より⁽⁴⁾ 藏人頭俊賢を以て⁽⁵⁾ 院に聞こえらる。頗る許さざるなり。又院の御返事を以て⁽⁶⁾ 関白の許に示し遣さる。往復の間既に未の一点に及ぶ。件の尅遂に行幸有り(建礼・陽明等の門を出づること、去年の如し)。(7) 警蹕・鈴奏等例の如し。(8) 右大臣・⁽⁶⁾ 内大臣以下扈從す。(7) 左大臣追つて院に参る(車に乗る)。(8) 参議時

光車に乗る。牢籠院に候す。去年此の如し。諸卿傾奇す。

⁽⁹⁾修理権大夫院に参る。老い屈まりたるか。⁽¹⁰⁾大納言朝光・⁽¹¹⁾濟時・

⁽¹²⁾道長・⁽¹³⁾中納言保光等の卿は参らず。以外は皆参る。⁽¹⁴⁾三位輔正鳳輦

に扈従す。西門に入らんと欲するの間、⁽²⁾主上⁽¹⁵⁾藏人頭齊信朝臣を以

て先づ啓せらる。復命の後鳳輦に入る。中門の外に於て下り給ふ。

御簾の中に於て拜觀の礼有り。外の人見られず。院御膳を供せらる。

⁽¹⁶⁾大納言道頼陪膳を為す。侍従益供す。諸卿を御前に召さず。黄昏諸

卿以下に録を賜ふこと差有り。乗燭宮に還る。

〔扶義紅色の下重を着るは、然るべからざるの事〕

南殿の通籍に於て、最後の留守⁽¹⁷⁾右大弁扶義名謁す。扶義今朝紅花色

の下重を着る。人々云ふ、行幸の日は色を着ず。仍て忽ち内の御書所

に於て脱却して、他の色を着る。

〔元三日間の行幸魚袋を佩するの事〕

今日諸卿魚袋を佩す。衛府を除くの外皆魚袋を佩す。二宮の大饗なり。

或は文に云ふ、又三箇日の行幸は魚袋を着くといへり。

〔中宮の大饗の事〕

⁽¹⁸⁾中宮・⁽¹⁹⁾東宮の拝礼有り。其の後、内大臣以下へ左右兩府行幸の後

早出す。左府院より車に乗る。行道を取り参内す。南殿の列に候す、

先ず中宮の大饗へ玄暉門の西へに着く。一献は宮司、次に内大臣、大

納言道頼、次々の巡等更に記さず。楽各一曲有り。公卿・侍従の禄例

の如し。

〔東宮の大饗の事、御忌月に依りて楽無きの事〕

次に東宮の饗へ同門の東へに着く。其の儀例の如し。但し楽無し。

⁽²⁰⁾御忌月に依るか。亥の時に事了んぬ。中宮の饗へ内府盃を執る。中

納言以下の四位の侍従、盖し親を憶ふの義に依るか。先例を尋ぬべき

事なり。

〔叙位の議の事〕

五日、壬子。使を召して云ふ、⁽²¹⁾大外記致時期朝臣仰せて云ふ、⁽⁷⁾左

大臣仰せを伝へて云ふ、今日叙位の議有るべし。参入すべしといへり。

参内す。⁽⁵⁾右大臣・⁽⁶⁾内大臣・⁽¹⁰⁾大納言道頼卿・⁽²²⁾中納言頭光・⁽¹³⁾保

光・⁽²³⁾公季・⁽²⁴⁾時中・⁽²⁴⁾伊陟・⁽²⁴⁾懷忠・⁽⁹⁾参議安親・⁽⁸⁾時光・⁽²⁷⁾惟仲・

⁽²⁸⁾公任・⁽²⁴⁾誠信・⁽¹⁷⁾扶義等参入す。右大臣へ左府若し障りを申さる

るか。陣の座に在り。議の所に着かざるの間、⁽⁸⁾藏人頭俊賢伝へ喚ぶ。

大臣外記を召す。筥書候ふべきの由を仰す。外記仰せを承り筥書を持

す。日花門より入り列立す。右大臣・内大臣以下陣の座を起ちて射場

に向ふ。⁽⁶⁾ 權大納言道頼以下の三人筥文を執る。右大臣筆を執り、中納言伊陟を召し、三宮の御給の事を仰す。亥の一點事訖りて退出す。今日⁽¹⁾ 関白御簾の中に候す。悩む所堪へ難きに依るか。時々此の如き事有り。奇と為す奇と為す。

〔内大臣家並びに鴨院焼亡の事〕

九日、丙辰。午時許りに火南方に見ゆ。其の程遼遠。小選くして下人走り来たりて云ふ、内大臣家といへり。驚きながら車に乗りて馳せ向ふ。内府の住む家の南の家〈関白家新造の所〉及び鴨院⁽²⁾ 冷泉院の御在所なり。地を払ひて焼亡す。関白殿に参り、⁽³⁾ 春宮大夫の家に詣づ。最も近きに依るなり。次に⁽⁵⁾ 右府に参る。⁽⁷⁾ 藤相公・⁽⁶⁾ 勘解由長官・⁽⁸⁾ 両三の殿上人会す。聊か酒食有り。秉燭大炊御門に向ひ、即ち家に帰る。今日左右の⁽⁵⁾ 両丞相関白第に参らると云々。⁽⁴⁾ 上皇東三条に遷御さると云々。

〔除目始めの事〕

十一日、戊午。除目始め。未の終りに参内す。秉燭議を始む。左・右・内の三相御前に候す。関白直衣を着て御簾の内に候す。左府参議誠信を召し公卿の給を給ふ。勅を外記に下さしむ。其の後⁽³⁾ 右中弁俊賢を以て又外記に下す。先例あらず。尚参議を以て下さるべしといへり。

大失と謂ふべし。亥の時諸卿退下す。

〔関白の二娘青宮に参るの事〕

十九日、丙寅。⁽¹⁾ 関白の⁽²⁾ 二娘〈内の御匣殿と号す〉今夜青宮に参ると云々。

〔内府の大饗の事〕

廿八日、乙亥。時々飛雪。未の時許りに⁽⁶⁾ 内府の大饗〈南院、件の院関白の住所〉に詣づ。人々云ふ、左右の府請客の使を奉ぜらると云々。申の剋許りに⁽⁶⁾ 權大納言道頼卿以下謝座す。主人南階の西の柱に当たり南進して立ち、答拜恒の如し〈前例を尋ね見るに、納言第一爲るの時、主人座上に当たり立つ。主人今日座下に当たりて立つ。故実を知らざるか〉。主人先づ昇り、自余次第に座に着く〈大納言道頼・⁽²⁾ 中納言顕光・⁽³⁾ 公季・⁽⁴⁾ 時中・⁽⁵⁾ 伊陟・⁽⁶⁾ 懷忠・⁽⁷⁾ 参議道綱・⁽⁸⁾ 安親・⁽⁹⁾ 余・⁽¹⁰⁾ 惟仲・⁽¹¹⁾ 誠信〉。⁽¹²⁾ 左衛門督顕光卿、西の第二間より入りて座に着く。太だ便無きなりへ一間を用いるべきなり。就中件の卿奥の座に着くべし。仍て二間より入る。更に又二間を出でて座の前を経るは、便無し。一献の主人早く座を起ち、良や久しく簀子敷に居りへ用意無きか。奥の杯は⁽¹³⁾ 頭中将齊信、二献は⁽¹⁴⁾ 三位中将隆家・⁽¹⁵⁾ 理兼。三献〈実方・頼定〉了りて⁽¹⁷⁾ 右少弁為任座を起つ。母屋の西二間

に進みて、申して史生を召す。主人目し許すへ大納言尊者為るの時、主人之を許す。先例なり。唯を称して座に復す。〔国平朝臣を召して一声す。次々の儀例の如し。三献了りて鷹飼の右近将監重行庭中を度る。作所に立つに於て一杯を勧むること恒の如し。〕左大弁惟仲此の座に在り。座を起ち上達部の座の末を經。懷忠・安親先例無きの由を称す。尚弁の座の上を經べしといへり。件の道兩説有るか。三献の後、公卿献杯す。南の人主人に勧め、主人大納言に擬す。或は主人固辞するに依て、更に納言に勧む。録事を召さざるの前に雅楽を召す。大唐・高麗各二曲なり。此の間主人録事を召し仰す。其の詞聞こえず。録事座に着くの後、一巡す。穩の座を了り、絲竹の人を階前に引く。此の間史生の禄を行ふ。次に上官の禄を行ふ。上官下に立つこと例の如し。次に大納言以下の禄次第に之を行ふへ先例下より之を行ふ。故実を知らざるに似たり。故殿の御記に詳しく在り。兩三巡之を行ひし後、牽出物〔馬一疋〕有り。先例大納言尊者為る時牽出物無し。大饗の儀全て先例を存すべきか。引出物有りと誤るが如し。大納言南階より下る。綱の末を取りて拝すべきか。先例大臣と大臣との時、尚此の礼有り、大臣と大納言とに於てか、唯兄為るのみに依るか。戊の終りに事了んぬ。

今日大納言道頼卿盃を執らず。須らく盃を執り主人に勧むべきか。又、雅楽三献の後音声を発すべし。頗る遅引するに似たるは、如何。

二月

〔直物の事〕

二日、戊寅。今日直物と云々。申文二通を給ひ、頭弁の許に送る。

三日、己卯。晝頭河原に出づ。穢に依りて幣を大原野の祭に奉らざるの由を解除す。禊了りて宮に帰る。今夜夜を通して降雨。今日女院の人と宮の人と鬪乱の事有りと云々。前下総守頭盛朝臣日来宮の内に籠居す。御封を催すの間其の事に依ると云々。判官有親朝臣に代りて奉公せらると云々。其の事を定めんが為に夜に乗じて有親朝臣来たる。余知るべき事にあらざるに依り敢へて答へず。

〔春日の祭の近衛府の使に代へて兵衛佐を用いるの事〕

七日、癸未。早朝大炊家に度り沐浴す。春日の幣を奉ず。晚頭帰る。或云ふ、右近少将朝経祭の使と為る。而るを父大納言の病に依りて代官を申す。兵衛佐時方を以て其の代りと為すと。

〔右府の二郎元服の次に上官の禄を給はるの事。大饗せざるに依るなり〕

十七日、癸巳。右府の二郎首服を加ふるの日なり。仍て午時許りに参入す。即ち謁談有り。其の次でに云ふ、今年大饗を行はず。仍て上

官及び史生等此の次に禄を賜はるべし。之を如何と為すといへり。余答へて云ふ、左右の御情在り。但し上官等の禄具備するか。命じて云ふ、裁縫の物無し。仍て疋絹を以て賜ふべしといへり。是最初の大饗の時の議なり。大饗無きの年其の禄を以て上官に給ふべしといへり。例の禄を賜ふべきか。然れども、重ねて申すこと能はず。又命じて云ふ、大臣に任ずるの後、官人等小録を賜はらず。仍て此の次に隨身所に於て小饗を賜はり、小禄を給はるべしといへり。清談良や久しきの後簾の内に入る。今日の儀南の廂を以て上卿の座〔北面一行〕と為す。西の廂を以て殿上人の座と為す。西の廊の南隔を以て上官の座と為す。北隔を以て諸大夫の座と為す。上達部の座に地鋪・茵・円座等を敷く〔例にあらず〕。大納言道長・道頼・中納言八季・時中・伊陟・懷忠・参議道綱・安親・惟仲・公任・誠信等なり。散三位輔正・有国・隆家、主人出でて座に着く。盃酒を勧め、已に数度に及ぶ。酉の剋に元服を加ふ。其の儀、先づ冠者に新円座を鋪く〔上達部・上官南面に〕。次に座に着く〔直衣等を着る。采爵に預かるに依りて、童の装束を備へざるか〕。次に理髪の具〔冠は楊篋に納め、櫛巾等は打乱れ篋に納む。泔水等〕を置く。太皇太后宮大夫理兼理髪す。此の間殿上の五六位二人〔蔵人弁為任、右少将朝経〕脂燭を指して左右に在り。其の辺の両頭及び一両の侍臣相進みて之を見る。頗る便無きなり。主人招くべきなり。理髪了りて巾子を抜き髪を入れて退出す。

次に大納言道長卿座を起ち、冠者の許に進みて、冠を取り巾子に推し入れ、了りて本の座に復す。理兼又進みて理髪す。了りて冠者座を起ち東の方に入る。次に理髪の具を撤す。次に加冠の座〔東一間上達部の座上〕及び理髪の座〔参議の座に対し、南面す〕を鋪く。次に両座の前に物を居く。次に加冠・理髪共に座に着く。主人盃を執り加冠に勸む。加冠の手より大納言道頼之を受く。理髪に擬し、理髪之を受け中納言公季に擬す。次第流巡す〔此の巡行疑ひ有り。之を尋ねべし〕。一巡了りて加冠・理髪座を起ち、本の座に復す〔三献了りて起つべきかといへり。殊に難ずる事無きなり〕。堂上階下共に絲竹有り。〔伶人身高舞ふの間、道長卿衣を脱ぎ給ふの事〕此の間〔右衛門尉身高之を舞ふ。道長卿衣を脱ぎ之に給ふ。盃酌算無し。此の間上官の禄を行ふ。次に庭前に於て史生の禄を行ふ。宛も大饗の儀の如し。但し中に積みし一脚を取る〔大饗は二脚を用いる。〕家司見参を読む。須らく閑所に於て給すべしといへり。便無き事なり。次に右近将監以下西の廊の辺に於て禄を賜はる。歌笛の声一二歌を発す。次に官人等求子を舞ふ。主人〔将監重行を召し拍一襲を賜ふ。官人等例の禄を腰に挿む〔将監二疋〕。其の後加冠以下の他の卿相及び殿上人管弦の者等に物を被く〔両頭参議の禄に同じ。主人耳談して云ふ、蔵人頭に参議の禄を行ふは如何と〕。其の後牽出物馬一疋、要駕

の人敢へて騎せず〔関白の志せらるる所と云々。絹五十疋相加へ奉らると云々〕。道長卿綱の末を取り一拝して出づ。理髪の鷹一聯、今夜の事定まる事無し。大饗の如く賭弓の如し。事頗る雑亂し、規模と爲し難きなり。

廿六日、壬寅。相近朝臣来たりて云ふ、関白昨より悩み給ふ有り。今日上表有りといへり。書状を以て⁽⁴⁾左馬頭相尹朝臣を弔ふ。母氏のことと依るなり。

〔女院石山詣の事〕

廿八日、甲辰。⁽⁴⁾女院石山に参らる。⁽¹²⁾中宮大夫道長・⁽¹⁶⁾権大納言道頼・⁽¹³⁾宰相中将道綱・⁽¹⁴⁾左大弁惟仲御共に候すと云々。⁽⁶⁾内大臣乗車して御共に候す。栗田口に於て車より下る。御車の轅に属き帰洛の由を申す。此の間中宮大夫騎馬にて進み御牛の角の下に立つ。人々属目す。其の故有るに似たり。⁽³⁾頭弁の談説する所なり。

三月

〔内大臣官奏に候するの事〕

八日、甲寅。頭弁示送して云ふ、今日内大臣雨を冒して官奏に候すといへり。

〔内大臣内覧を承らる間の事〕

又⁽¹⁵⁾頭中将齊信勅を奉じて陣に出づ。⁽⁶⁾内大臣に仰せて云ふ、⁽¹⁾関白病を煩ふの間、雑文書・宣旨等先づ関白に触れ、次に内大臣に触れ奏聞を経べしといへり。内大臣云ふ、伝 勅の旨頗る以て相違す。関白病を煩ふの間、専ら内大臣に委ぬるの由已に承る所有り。而るを先づ関白に触れ、相続き文書を見せしむべきの仰せ有るは如何といへり。仍て此の旨を以て奏聞を経。仰せて云ふ、須らく此の趣を以て関白に仰すべし。⁽⁶⁾彼の申す旨に随ひて事の由を仰すといへり。頭中将関白の家馳せ向ふと云々。此の事大いに奇異の極みなり。必ず事の敗れ有るか。往古未だ此の如き事を聞かず。

〔昨日関白病の間官・外記の文書を内府に見せしむべきの旨宣下の事〕

十日、丙辰。⁽³⁾頭弁云ふ、昨日権大納言道頼卿関白病の間、官・外記の文書を内大臣に見せしむべきの由、⁽¹⁴⁾大外記致時朝臣・⁽¹⁷⁾史奉親宿祿等に仰せ下すと。⁽⁴⁾左少弁信順致時等に語りて云ふ、関白病の間の字を除くべきなり。関白の病に替りて内大臣を以て官・外記の文を見せしむべきの由を書き下すべしといへり。致時朝臣等云ふ、件の事頭弁奉る所にて、彼の弁を以て仰せて宜しく書かすべき所なり。須らく彼の弁に触れ改め直すべしといへり。謀計の甚だしき何人か之に勝らんや。主上の御気色、関白病の間見るべきの人無し。之を如何と爲す

と、仰せ下さる所なり。彼の人等偏へに関白の詔を蒙るべきの由を奏すと云々。然るに天氣許さず。近代の事知らざる所なり。⁽⁴⁾左衛門督頭光・⁽⁴⁾右衛門督伊陟・⁽⁴⁾参議誠信、昨日内府の直廬に向ひ、慶賀の由と云々。佞人と謂ふべし。或云ふ、昨日内府直廬に在り。雲上の侍臣多く詣で到る。⁽⁶⁾丞相客亭に出で、⁽⁵⁾頭中將を招き雑事を陳ぶと云々。

四月

「内府隨身を給はるべきの事」

四日、庚辰。⁽⁴⁾相近朝臣来たる。物忌と雖も召し入れて世間の事を聞く。語りて云ふ、内府隨身を賜はるべしと云々。予此の事を案ずるに定めて前例無からんか。希有の事と謂ふべし。頭弁の許に問ひに遣すに、実正を聞くべきなり。夜に入りて頭弁来たりて云ふ、今朝内大臣内に候す。隨身を賜はるべきの由を奏すと云々。即ち御前に召し、仰せられて云ふ、関白の隨身、府生を除くの外左右の番長各一人・近衛の四人給はるべきの由宣旨を下すべしといへり。奉勅命御前より出づ。内大臣云ふ、隨身の宣旨若し仰せ事有るか。答へて云ふ、御隨身の事を仰せられず。只関白の隨身の事を仰せらるるのみなり。内府気色を變じ御前に参入し、此の事を奏す。又乃ち御前に召す。仰せられて云ふ、関白の隨身既に仰せ誤る所なり。若し先例有らば、内府に隨身を給すべきの由仰せ下すべきなりといへり。関白殿に参り此の由を

申す。命じられて云ふ、今夕御物忌に籠もる。内府を以て関白と為すべきの由加奏すべきなり。若し天許一度有らば同じく仰せ下すべしといへり。此の事只今思ひ煩ふといへり。

「内大臣隨身を給はる宣旨の事」

五日、辛巳。大外記致時朝臣仮文の使に付す（五个日の仮を請ふ）。

内大臣の隨身の宣旨を書き送る。

権中納言源朝臣伊陟宣る。奉勅、左右の近衛の番長各一人・近衛

各三人、宜しく内大臣の隨身と為すべしといへり。

長徳元年四月五日 大外記中原朝臣致時奉す。

頭弁示送して云ふ、内大臣の隨身を昨日関白奏せらる。今日宣旨を下さる。子細紙に注せざるなりと。

「内府関白を申すに、天許無きの事」

黄昏⁽⁴⁾宮に帰る。頭弁云ふ、昨日関白の奏せられし旨今朝奏聞を經と。内府の関白の事なり。天許無し。気色不快なり。即ち関白殿に参り、此の由を申す。但し隨身の宣旨は仰せ下し了んぬ。又⁽⁴⁾女院に参り此の由を啓す。執権に非ざるの人隨身を賜はるの例、左大臣融の例と云々。内府の奏せしめし詞と云々。夜中公卿補任を引見するに、其の由を見ず。大外記致時朝臣示送して云ふ、左大臣の先例といへり。又其の例

を見ず、他を尋ねべしといへり。
今日内大臣女院に参る。隨身の慶びを啓せしむと云々。此の事定めて
嘲哂有らんか。漸く解頤に及ぶといへり〔五箇日の仮を請ふ〕。

〔関白出家の事〕

六日、壬午。早朝覺縁師・⁽⁶⁾義行朝臣告送して云ふ、関白薨すといへり。仍て慥かに案内を取る。事既に空虚なり。但し今晝出家す。其の後⁽⁷⁾中宮大夫書状を送り、寅剋許りに出家人道すといへり。又⁽⁸⁾修理権大夫の許より、同じく此の告げ有り。仍て恐れ驚き乍ら彼の殿に参る。仮文を出すに依り、立ち乍ら人々に相遇し退帰す。⁽⁹⁾明順朝臣云ふ、晝更出家し了んぬ。悩まるる所昨夕弥重し。今夕⁽¹⁰⁾中宮・⁽¹¹⁾東宮息所出で給ふと云々。

〔関白人滅の事〕

十一日、丁亥。民部丞國幹告送して云ふ、入道関白殿去る夜亥時許りに入滅すと云々。⁽¹²⁾遠資朝臣又告送して云ふ、戌時許りに入滅すといへり〔時に年四十三〕。

〔左大将薨ずるの事〕

十四日、庚子。去る夜⁽¹³⁾左大将薨ず〔年五十五〕。今日を去るの間四

位五位多く卒す。関白の葬送と云々。人々云ふ、賀茂の祭以前の吉田の祭の日此の事有るは、如何。

五月

〔関白服の間の事〕

七日、壬子。権大納言道頼扶範朝臣をして示送せしめて云ふ、⁽¹⁾故関白の御服の装束、汝の⁽²⁾故殿の例を以て其の規模と為すべしといへり。彼の間的事等を申し達す。又云ふ、檳榔毛の車を用いるべきか否かと。⁽³⁾修理権大夫安親云ふ、檳榔染の鈍色を以て若し古幣の檳榔毛の車を用いるかといへり。余答へて云ふ、染檳甚だしきは便宜無し。古幣を用いると雖も又以て相同じ。檳榔毛の法条之所見無しと。莖張りを用いること如何。重服は莖張りの上に墨を塗る。塗らずと雖も亦莖張りを用いるが宜しきか。又答報して云ふ、最上の件を示送せし所なりといへり。

十一日、丙辰。⁽⁴⁾大納言道長卿関白の詔を蒙るの由と云々。仍て案内を取る。⁽⁵⁾頭弁示送して云ふ、関白の詔に非ず。官中の雑事⁽⁶⁾堀川大臣の例に准じて行ふべきなりといへり。

〔左右の大臣の薨奏・贈位等、葬送に依り以後固関無きの事〕

廿六日、辛未。今日⁽⁷⁾左⁽⁵⁾右の大臣の薨奏・贈位等の事有りと云々。葬送に依り以後固関等の事無きか。

六月

十一日、丙戌。今日⁽¹⁶⁾権大納言道頼薨す（春秋廿五）。頭弁云ふ、神今食は来たる十六日なり。上達部悉く故障有り。延引する所なりと。

「大臣に任ずるの事」

十九日、甲午。今日大臣召。午剋許りに参内す。是より先⁽²⁴⁾権大納言頭光卿陣に在り。宣命の事へ大納言道長を以て右大臣と為す。中納言公季を以て権大納言と為す。但し権大納言頭光⁽²⁴⁾・権中納言時中⁽²⁴⁾・

懐忠等正に転ず⁽²⁴⁾を承り、草を奏す。又清書を奏す。南殿の御装束恒の如し。諸卿外弁を出す（権大納言公季・中納言時中・懐忠・参議

余・惟仲・公任、今日軽服の人皆吉を着る。近代の例に依る。頭光・惟仲無文の帯を着く。自余文を隠す⁽²⁴⁾。所司門を開く（承明・建礼、

掖門を開かざること、例なり⁽²⁴⁾）。大納言公季云ふ、建礼門開かずといへり。太だ意を得ず。關の司居り。次に召すこと節会の如し。諸卿参

入し、各標に就く。諸大夫見ず。内弁左大弁惟仲を召す。唯を称す。作法を知らず。立ち乍ら案内を問ふ。余指示するなり。列を離れ参上

す。宣命を給ふ。右に廻り還り降る（左に廻るべきか）。軒廊の西二

間に立ち、内弁列に加はる。宣命の使版に就き一段を宣制す。⁽²⁴⁾余・

藤相公再拜す。自余或は新任或は転任なり。仍て拜せず。又宣制す。再拜初めの如し。宣命の使本の列に復し了んぬ。余退出す。次に⁽²⁴⁾惟

仲・公任出づ。自余留まり立ち、拜舞して出で陣に帰参す。⁽²⁴⁾懐忠陣に着く。諸卿云ふ、正に転ずるの人又吉日を擇ぶと。宜陽殿・陣等に

着く。已に思ひ忘るるに似たり。自余着かず。新任の大臣階下に度り慶びを奏す。又⁽²⁴⁾東宮に参る。其の後陣の掖に帰る（或云ふ、東宮の

使退出せらるべきか）。諸卿相率る敷政門を出で、左衛門の陣の外に出づ。上官前行し、下藹の参議を以て前と為す。近衛門の儀例の如し。

「新任の大臣庇の饗の事」

⁽²²⁾右大臣の里第に向ひ、廂饗例の如し。公卿以下の禄例の如し。弁・少納言・外記⁽²⁴⁾・史の禄の事、史生の禄無き事、是例なり。庭前に於

て史生の禄を給はる又例なり。秉燭事了んぬ。今日中納言・参議を任ぜられず。或云ふ、叡慮不快、仍て任ぜられざる所なり。

「両大将の宣旨の事」

廿一日、丙申。昨日⁽¹⁴⁾両大将の宣旨⁽²⁴⁾中納言時中に仰せらる。而るを音無くして退出す。今日咎め仰せらるる事有り。仍て今日除目を行

ひ、兵部に下し給ふと云々（件の事先例を尋ね裁くべし）。大将を任

ぜらるるの事、先づ預め日を兼ねて其の人に仰せられ、然る後に任せらるといへり。其の儲け有るに依り、当日任せらるるは、未だ知らざるの事なり。

「右大臣大将の慶びを奏せられ、大将を兼任に付すの後更に又慶びを奏せざるの事」

又右大臣昨日弓場殿に参る。慶賀を奏せしむと云々。新任の大将慶賀を奏す。未だ旧人の賀を奏する有らざるか。⁽⁴⁾故殿の天慶七年四月十六日の御記に云ふ、今日大将を兼任の宣旨下る。慶賀を奏するか否かの由、⁽⁴⁾殿の仰せに依りて外記並びに殿上日記を勘へしむるに、所見無しと云々。同十七日御記に云ふ、大将を兼任の時、慶びを奏するの由、外記・殿上日記に所見無きの状執り申し了んぬ。所見無きに依り奏せしめずといへり。

七月

廿四日、戊辰。⁽⁵⁾右大臣・⁽⁶⁾内大臣仗の座に於て口論す。宛も鬪乱の如し。上官及び陣の官の人々・隨身等壁後に群立して之を聴く。皆常に非ざるを嗟くと云々。⁽³⁾頭弁の談説なり⁽⁴⁾右佐信順朝臣来たる。昨日の強盗の事等を相示す。昨日の強盗の一人は藤時教、故伊勢守泰高朝臣の子にて、季平三位の外族なり。太だ哀憐すべし。

「隆家の僕従七条大路に於て合戦の事」

廿七日、辛未。人々云ふ、七条大道に合戦有り。是即ち⁽⁹⁾中納言隆家の僕従の所為と云々。未剋許りに⁽⁶⁾忠宗申し送りて云ふ、忽ち⁽¹⁰⁾右府の仰せ有り。七条の鬪乱の所に馳せ向ふ。先づ参り申さしむること能はずといへり。昏黒⁽⁶⁾左府生茜忠宗・⁽⁶⁾右志美麻那近政・⁽⁶⁾府生美努伊遠来たる。近政・忠宗右府の命に依り日記す。伊遠は⁽⁶⁾中納言の命に依り又日記す。右府の僕、⁽⁶⁾玉手則武是即ち中納言の従者、数多の弓箭の者を引率し、召し捕へしむるの間、則武其の責に能はず矢を放ち二人を射る。官人等をして事の発する所に向はしむるの間、雑人悉く分散す。矢に中る者二人・捕へ得たる則武の日記二通持ち来たる。暗きに入るに依り細見せず。各返し給ふ。則武暫く看督長に預くるに至るといへり。濫吹事多く、皇憲無きに似たり。

八月

三日、丁丑。或云ふ、昨日の濫行の事⁽⁷⁾右大臣の隨身殺損の事⁽⁸⁾に依り、隆家参内すべからざるの由召し仰せらるるなりと云々。⁽⁹⁾倫範云ふ、右府談じて云ふ、隆家卿若し下手人を奉らざれば、参内すべからざるの由論旨を給はると。

十月

一日、甲戌。雨降り、終日止まず。参内す。右大臣・⁽²³⁾大納言公季・⁽²⁴⁾中納言時中・⁽²⁴⁾懷忠・⁽²⁷⁾参議惟仲・⁽²⁴⁾公任・⁽²⁴⁾誠信・⁽³¹⁾俊賢陣に在り。未の二剋南殿に出御。⁽⁵⁵⁾頭中将齊信伝へ、右大臣に仰す。⁽⁶⁴⁾監物候すかと。奏せしめて云ふ、⁽⁶⁴⁾大監物輔範は重服、永道は忌日、仍て参らずと。又奏せしめて云ふ、降雨止まず。少納言五府の奏等を奏すは如何と。仰せて云ふ、番奏有るべし。少納言の奏に至りては若し日暗るれば止むべし。又大監物皆故障有り。御鎰奏有るべからずといへり。内侍檻に臨む（此の間壁後に在り）。右大臣座を起ち靴を着く。是より先⁽⁶⁴⁾左大弁惟仲申して云ふ、奏の史書杖に挟み、宜陽殿の壇上に居り目して膝突に進む。書を進めて上取り、一々見了りて本の如く結ぶ。下結び恒の如し。宣仁門に入り、軒廊の西第一間に立つ（南に向き、東の柱に近く立つ。余示す所なり）。史惟光杖に挿み、宜陽殿の壇上を経て、大臣の左の腋に就き奏を奉る。須らく奏者の前に於て奉るなるべし。大臣奏を執り東の階に昇り簀子敷に立ち、龍顔に候す（余御障子の後に於て伺ひ見る）。⁽²⁾帝目して、唯を称す（其の声甚だ高きは、如何）。東の庇に登る。母屋の北の少間の辺より入り、御帳の東に倚り、膝行して奏を奉る。左に廻り退く。御屏風の後の柱の下に立つ（御屏風の程に候するに到る比譬折して膝行すべし。而るを屈行無きの間進退甚だ荒し。右に廻るべきか）。天皇覽了りて、本の

如く書を結び、東の置物の御机に置き給ふ。大臣膝を突き、書杖を置き進み倚り膝行す。書を給はり退出す（膝行に似たり）。書を披く（例の儀の如し）。多祢を加へ申し了んぬ。右に廻り杖の下に到り膝を突く。杖を執り退下し、軒廊に立つ。史進みて書を給はる。此の間⁽²⁴⁾中納言時中・⁽²⁴⁾懷忠・⁽²⁷⁾参議惟仲陣に在り。予両納言に示して座を起たしむ。奏者陣に踞るの間、他卿陣に着かざるの故、前例を知らざるに似たり。右大臣一人陣に在り。大臣陣に踞る。了りて史書を進む。此の間⁽⁶⁴⁾左少将明理参上し、出居の座に着く。大臣一々書を史に給ふ。了りて退出す。大臣以下次第に参上して座に着く。出居の侍従⁽⁶⁴⁾左中弁忠輔日花門より入り参上す。出居の次将の前に度り座に着く。礼を失す。諸卿頤を解く。小選く采女御台盤を昇く。西の母屋の第三の柱に到る比、出居の将内豎を召す。二声、良や久しきの後内豎唯を称さず、一人軒廊に進む。次将云ふ、御飯の給、一人唯を称して退帰す（須らく召しを奉るべきの間、日花門の外に於て同音に唯を称し、参り進み仰せを奉じて退出すといへり。失誤なり）。次に王卿出居の台盤に立つ（王卿の前四尺四脚、八尺一脚、出居の前四尺一脚を立つ。而るを出居の次将云ふ、四尺二脚といへり。大臣云ふ、帰宿して之を見、出居の執る所柱に当たると）。須らく台盤の上に箸・七を置くべし。而るを台盤の後に立ち箸を置き七を儲けずと云々。彼固実を知らざる所か。御前及び臣下の饌の次第例の如し。侍従の厨の御贄若し雨

降らば、前例如何。外記に問はしむ。外記申して云ふ、天曆十年御贄無し。日記に云ふ、例と為すべからずといへり。延長元年微雨、然れども御贄有るといへり。諸卿云ふ、御贄承明門に給はるは便無きか。抑も出居の將を以て奏せしむと。仰せて云ふ、御贄を停むべしといへり。即ち仰せ下さるへ帰宿して、⁽⁴⁰⁾故殿の天曆十年の御日記を見るに、厨の別当無し。此の間秉燭、侍従参らずと云々。散位大夫を似て酒番と為す。一献の者平を唱ふ。大臣献者を指し跪き飲む。又立ちて平を唱ふ。大臣盃を執り飲む。次々に平を唱ふる例の如しへ二献大臣献せしめず飲むは、失なり。大臣座を起つの間三献公季を以て貫首と為す。又献者に飲ましめざるは失なり。一献了りて采女氷魚を給ふ。一人は氷魚を持ち、一人は指塩を執る。座頭の右大臣座を下り、笏を挿み待ち取り台盤の上に居り、座に復し出居に示し内堅を召さしむ。内堅来たりて氷魚を引く。各掻き取り、番奏す。左衛門府無く五府に奏せしむ。承明門に候して之を奏す。自余の儀前に同じ。仍て記さず。雨下るに依り、殿の下を経。須らく階下を経べしといへり。甚だしき雨に依るか。⁽⁴¹⁾少納言統理宜陽殿の東の第二間に於て公卿に見参を唱ふ。若し第三間かへ座を起つ列は宜陽殿の第一列、北を以て上と為す。尋ね見るべし。戌の剋に事了んぬ。

「別当未だ侍従の厨を補はざるに依り御贄を献せざるの事」

雨の儀の時厨の贄の有無之を尋ぬべし。故殿の天曆十年の御記に云ふ、侍従の厨の御贄を献せず。別当の少納言未だ補はざるに依る。⁽⁶⁴⁾別当文時朝臣未だ参らざるなりと云々。

十一・二両月事無し。

(長徳二年)

「女院に行幸するの事」

(正月)五日、丙午。今日⁽¹⁾女院に幸す。午二點輿に乗り、建春・陽明等の門を出で、院に到る。中門に於て御輿を下ろす。拜礼の後、院御膳を供す。⁽²⁾藤大納言陪膳を為す。公卿を御前に召さず。公卿以下諸陣皆□禄を給。成信朝臣昇殿を聴さる。還御の時、御輿を南階の下□。警蹕恒の如し。若し⁽¹⁾太后宮の命有るか。未だ秉燭に及ばざるに宮に還る。扈従は⁽³⁾右大臣・大納言一人へ⁽²⁾頭・公。中納言三人へ⁽⁵⁾時・⁽⁶⁾懐・⁽⁷⁾余。参議四人へ⁽⁸⁾惟・公・⁽⁹⁾誠・⁽¹⁰⁾俊なり。⁽¹²⁾参議時光留守を為す。⁽¹³⁾民部卿文範院に参る。⁽¹⁴⁾参議安親院に候す。

「叙位の議の事」

六日、丁未。叙位の議あり。⁽³⁾右大臣以下陣に在り。申剋召しに応じて参上す。議の所に着かず。参人の公卿は右大臣・⁽¹⁵⁾内大臣・大納言

二人〔頭・公〕・中納言四人〔時・懷・余・隆〕・參議八人〔道・安・時・惟・公・誠・扶・俊〕なり。

院宮の御給。□□□□隆家之を奉ず。叙位の者廿人、⁽³⁾右大臣書きたりて奏覧の後、⁽⁷⁾余を召す。叙位の簿〔筥に入る〕を下し給ふ。

須らく執筆の人笏に取り副へて退下すべし。委附せらるるか。余之を給はり、侍所に出づ。更に叙位の簿を笏に取り副へて退下す。陣に於て外記を召す。所司に仰せて内記の座を敷かしむ。硯を召す。位記

□□一々檢察す。了りて右大臣の直廬に奉ず。次に御所に進む。

□□〔式・兵等也。加階也〕。奏せしめ了りて陣に復す。合せて一筥に入れしむ。次に□□□□召す。□□□□唯を称し、小庭に跪く。

仰せて云ふ、印□□□□称し、□□□□軒廊に於て少納言主鈴を引き、□□鈴置きたりて退出す。⁽⁹⁾將監忠規立つ。余中務を召す。⁽¹⁰⁾中務

少輔遠高唯を称し膝突に□□。余位記〔筥に入る〕を給はり、之を受け案に就き、少納言をして印を捺し了らしむ。遠高筥を執り之を進む。

一々の文を分けて二筥に入れしむ。内記二人に持たしめ、御所に進みて奏覧す。返し給ひ、内記を以て次第せしむ。⁽¹¹⁾參議俊賢を以て名を書き下さしむ。式・兵各一通各筥に挿み、奏し了りて退出す。

〔女叙位並びに男女叙位の事〕

十日、辛亥。參内す。女叙位〔十四人〕、男叙位有り。正五位下藤原

兼隆〔故右大臣の子〕□□〔從五位上藤原成周〔花山院の御給〕。其の次に昇殿・侍中・雑色〔藏人少内記源至光・大炊亮橋行資雑色・文章生源〔マコ〕・雑色・昇殿藤原広業、雑色藤原周望・藤原頼經〕を定め

らる。右大臣參上す。叙人の簿を陣に復して後、⁽¹²⁾大内記齊名に下し給ひ、位記を作るべき由仰す。宮の御給二通〔一通は当年の御給なり。加封して書名一字藤原明子。一通は寛和二年御即位の御給なり。未だ

給はず、惟宗義子、同下着〔マコ〕。但し加封せず〕。

〔受領の功過を定むる事〕

⁽³⁾右大臣・⁽¹³⁾内大臣・⁽¹⁴⁾大納言一人・中納言一人〔⁽⁶⁾懷・⁽⁷⁾余〕・參議五人〔⁽¹⁴⁾安・⁽¹⁵⁾扶・⁽⁹⁾公・⁽¹⁰⁾誠・⁽¹¹⁾俊〕、仗の座に於て受領の功過を定む。深更に退出す。

〔節会の事〕

十六日、丁巳。參内す。⁽¹⁶⁾右府の命に依る。女叙位の位記請印の事を擬行し、先づ入眼の位記を右府の直廬に奉ず。此の間、日漸く暮る。

〔女叙位の位記請印、節会に依りの〕□□□□

御出に及ばんと欲す。仍て事の由を右府に申さしめ、請印の事を停む。明日行ふべきなり。申の刻に出御す。□□□□右大臣内弁たり。節会

恒の如し。但し⁽²⁾右大将顕光 [] 授盞を返すの後、又拝礼を致す。大いに礼を失するなり。諸卿目を側む。 [] 事を終へ了んぬ。見参の上達部⁽³⁾右大臣 [] ⁽²⁾へ頭・公⁽⁴⁾・中納言四人⁽⁵⁾時・懐・忠・余⁽⁷⁾・参議五人⁽⁴⁾へ安・惟⁽⁸⁾・公・誠⁽¹¹⁾・俊・ [] 国⁽⁹⁾・
帰家の後、右府の消息に云ふ、花山皇⁽¹⁰⁾三條西家重書古文書一ノ諸記録抄出ノ内ニ、同「野略抄」長徳二年正月十六日、右府の消息に云ふ、花山法王・⁽¹⁵⁾内大臣・⁽¹⁶⁾中納言隆家故一条太政大臣家、相遇し、鬪乱の事有り。御童子二人を殺害し、首を取り持ち去ると云々トアリ

(二月)

「 [] 由風聞の事」

(五日、丙子) [] 尉致光及び兄弟等の宅、隠れ居たる精兵の聴こえ有り。廷尉を遣はし搜検せしむべし。五位以上の宅と云ふと雖も、事の由を奏せず、直ちに以て搜検すべし。又自余の疑はしき所々、搜検すべしといへり。件の事、事の疑ひ有るに似たり。⁽²⁴⁾董宣朝臣は⁽¹⁵⁾内大臣の家司なり。致光又彼の宅 [] に在るなり。⁽¹⁵⁾内府多く兵を養ふと云々。仰せを承り退出し、右府に詣づ。即ち [] に帰り、⁽²⁴⁾権佐孝道朝臣及び檢非違使等に仰す。夜に入り、廷尉等帰り来たりて云ふ、董宣宅を搜検するに、董宣朝臣故入道三位⁽²⁴⁾清延⁽²⁴⁾葬送の所に向かふ。但し彼の宅を搜検するに、八人の者⁽²⁴⁾弓・箭二腰⁽²⁴⁾有り。則ち捕へ得

たりといへり。参内し、奏聞せしむべきの由を仰せ了んぬ。又致光を搜検するに、致光無し。隣保云ふ、使を召し、未だ来たらざる前に、七、八人の兵逃げ去り已に了んぬといへり。件の所々の佐以下、皆悉く馳せ向かふ。事頗る驚くべし。多くは是京内静かならざるに依り行はるる所か。京内及び山々を日々搜検すべきの由、官人等に仰せ了んぬ。

十一日、壬午。⁽²⁴⁾中宮の行啓延引の由と云々。仍て⁽²⁴⁾外記相問を召し、案内を宮及び⁽²⁴⁾頭中將に取り、今日行啓無しと云々。右大臣、大納言公季、中納言時中、参議安親・俊賢、陣に在り。

「内大臣・中納言隆家の罪名を勘ふべきの事」

内大臣・中納言隆家の罪名を勘ふべきの由、頭中將陣を出でて右大臣に仰す。満座傾嗟す。秉燭に退出す。

行啓の事頭中將に面問す。云ふ、後の仰せに随ふべきの由、去る夕べ仰せ有りといへり。

三月

二日、壬寅。参内す。⁽⁹⁾左武衛相公同車して⁽¹¹⁾女院に参る。⁽²⁴⁾彈正親王・⁽²⁴⁾帥親王・⁽³⁾右大臣・⁽²⁾⁽⁴⁾両大納言・中納言二人⁽⁶⁾へ懐忠・⁽⁷⁾余・

参議六人⁽⁷⁾へ道綱・時光⁽⁸⁾・公任⁽⁹⁾・誠信⁽¹⁰⁾・俊賢⁽¹¹⁾・三位三人⁽¹²⁾へ懷、輔正・有国⁽¹³⁾と同じく参る。五巻の日に当たるに依り、捧げ物の事有り。雨に依りて庭中を廻らず。只殿上を廻る。人多くして便無し。道綱重服の人にて、雲上重服の者、皆之の中に在り。前々見ざる事なり。⁽¹⁴⁾頭中将綸旨を伝へて云ふ、明日⁽¹⁵⁾中宮里第に出御すといへり。外記を召し遣す。且く此の由を以て、⁽¹⁶⁾大外記致時朝臣に仰せ遣す。甚しき雨にて参内すること能はず。外記遠行して参り来たららず。

「中宮御里亭を出づるの事」

四日、甲辰。参内す。今夜中宮二条北宮に出御す。外記申して云ふ、左馬寮に怠状を進むるに依りて、供奉すること能はずといへり。仍て事の由を奏せし処、仰せて云ふ、今日免じ給ひ了んぬ。早く供奉せしむべしといへり。即ち外記に仰せて中宮⁽¹⁷⁾へ御坐職御曹司⁽¹⁸⁾に参る。時々雨降る。夜に入りて弥倍す。⁽¹⁹⁾左大弁惟仲⁽²⁰⁾・⁽²¹⁾右兵衛督俊賢扈從⁽²²⁾。自余の公卿皆悉く障りを申す。御輿を用いず。御檳榔毛の御車にて、戌の剋に陽明門より出御す。里邸にて饗無し。公卿以下立ちて各分散す。

「大納言頭光着座の事、春辰の着座大凶の事」

⁽²³⁾大納言頭光卿子の二剋に着座す。件の時は衰時と云々。一説に又云

ふ、春辰の着座は罪を得。大凶といへり。

「季御読経の闕請の事」

十日、庚戌、参内す。⁽²⁴⁾藤大納言⁽²⁵⁾・⁽²⁶⁾左大弁陣⁽²⁷⁾に在り。季御読経の闕請を定む。⁽²⁸⁾余⁽²⁹⁾女院に参る。⁽³⁰⁾右大臣⁽³¹⁾・⁽³²⁾中納言懷忠⁽³³⁾・⁽³⁴⁾参議時光⁽³⁵⁾・⁽³⁶⁾惟仲⁽³⁷⁾・⁽³⁸⁾輔正⁽³⁹⁾・⁽⁴⁰⁾散三位⁽⁴¹⁾・⁽⁴²⁾公任⁽⁴³⁾・⁽⁴⁴⁾誠信⁽⁴⁵⁾・⁽⁴⁶⁾俊賢⁽⁴⁷⁾同じく参る。廿八講了んぬ。公家の給を度るといへり。御諷誦有り。其の後一兩所諷誦有り。納言以下、僧祿を執請す。秉燭に退出す。

「下名の事」

十九日、己未。晩頭参内す。二省を召さしむ。夜に入りて参入す。外記守成を召す。直物を召す。直物を筥に入れ持ち来たる。外記を以て封を披かしむ。⁽⁴⁸⁾外記守成三ヶ度式部に申し候由、是の例なり。⁽⁴⁹⁾式部丞菅原定義靴を着け小庭に立つ。余云ふ、万宇古、定義唯を称す。来たりて膝突に跪く。余右手を以て除目を賜ふ。定義笏を挿むの間、ただ久し。前々も挿むが如くして、只置くのみ。前例を知らざるか。定義浅履を着け、膝衝に着き、直物を賜はる⁽⁵⁰⁾当年は□□を付けながら之を賜ふ。旧年は枚重ねの巻を放ち、挟算を指して共に下し給ふ⁽⁵¹⁾。了りて退出す。次に⁽⁵²⁾兵部丞藤原信経参入し、直物を給はる。戌の終りに退出す。

「東三条院御惱に依り赦令を行はるるの事」

廿八日、戊辰。内より召し有り。即ち参入す。⁽³⁾藏人頭行成仰せて云ふ、⁽¹⁾東三条院の御惱軽からず。赦令を行ふべし。八虐・強竊二盗・私鑄錢・常赦免れざる所の者も、赦除の限りあらずといへり。⁽⁴⁾外記致時朝臣を召し、年々の詔書を召見す。内記・⁽²⁾中務輔を召し遣はす。又仰せて云ふ、未だ断ぜざる囚の勘文を進めしむべしといへり。⁽⁴⁾府生好兼に仰す。⁽⁴⁾大内記齊名参り来たる。詔書の趣を仰す。夜に入りて草し了りて之を進む。見了りて右府に奉ず。帰来の後、御所に進みて奏聞す。返し給ふ。清書せしめて又奏す。御晝日了りて返し給ふ。後仗の座に着く。中務省へ⁽²⁾輔遠高を召す。之を給ふ。未だ断ぜざる囚の勘文を奏聞せしむ。仰せて云ふ、軽犯は殊に見ず。相定めて免じ給ふべしといへり。奏者僧一人・俗一人・女二人を撲び、相定めて奏聞す。即ち勅許有り。指點し⁽⁴⁾好兼に下し給ふ。須らく詔書施行の後原免すべし。而るを御惱軽からず。又前例有り。忽ち以て原免す。⁽³⁾権佐孝道朝臣を以て宣旨を書き下さしむ。子一剋に退出す。早朝女院に参る。右大臣に謁す。院の御惱昨日極めて重し。院号・年爵年官等の事を停めらるるの由、昨夜奏聞せられたるんぬ。

「厭物を寝殿の板敷きの下より掘り出すの事」

又云ふ、或る人呪咀すと云々。人々厭物を寝殿の板敷きの下より掘り

出すと云々。

四月

「平座の事」

一日、辛未。例幣を賀茂に奉ず。昨今物忌にて、参内せず。障りの由を外記に触れしむ。晩頭内の召し有り。即ち参入す。⁽³⁾頭行成仰せを伝へて云ふ、侍従の見参を奏せしむべしといへり。陣に着く。装束の弁は候せず。仍て⁽³⁾権左少弁為紀に仰せて、宜陽殿に座を敷かしむ。

「御禊の前駈を定むるの事」

此の間⁽⁴⁾大外記致時朝臣⁽³⁾右大臣の消息を伝へて云ふ、⁽¹⁾院の御惱に縁り参入の間御禊の前駈を定め申すこと能はず。定め奏すべしといへり。⁽⁸⁾左大弁・⁽¹¹⁾右兵衛督陣に候す。大外記致時を召し御禊の文書等を奉ずべきの由を仰す。⁽⁶⁾右兵衛佐道順公家の勘事有り。時方任国与不未成、此の間勅定に随ふべき由、行成を以て奏せしむ。仰せて云ふ、道順に至りては差すべからず。時方は京に在りと云々。令問与案内可差、文に其の事有り。代官を差すべしといへり。余答へしめて云ふ、最初代官便無きか。時方已に洛下に在り。程限内勤仕公役何事か有らんや。仰せて云ふ、申す所然るべし。時方を差すべしといへり。即ち移りて南座に着く。外記造酒の代官に申し、文書・硯等を召す。左大

弁筆を執る。件の定文筥を召して定文を入れ、⁽⁶⁾外記守成を以て先づ右府に奉る。

「弁一人三献を役むるの事」

宜陽殿の饗餞弁備へ了んぬ。外記の帰来を待つの間、深更に及ぶべし。仍て中間宜陽殿に着く。三献へ権弁為紀、他の弁無きに依り三献役め了んぬ。了りて侍従を召さんと欲す。候はざるの由と云々。仍て更に召さず。汁物を居かしむ。了りて箸を下ろす。四献を催さしむる処、造酒司早に以て罷り去るといへり。召さしむと雖も参入せず。太だ奇怪なり。仍て見参・禄目録を召す。⁽⁴⁾外記相門見参・禄目録を書杖に挿む。陣の砌の溝に候すへ小庭に候すべし。奇とするに足る。余目す。唯を称して膝突に着き、見参等を奉る。一々披見して返し給ふ。更に本の如く杖に挿む。砌に立ち初所池座、御所に進み、⁽³⁾行成を以て奏聞せしむ。御覽じ了りて返し給ふ。本の座に復す。外記見参・目録を返し奉る。之を取り、外記空杖を持ちて退出す。此の間、弁二人座に在り。少納言候せず。弁へ説孝を召し見参・目録等を給ふ。少納言参らざるに依り、見参之に相加へ賜はるなり。外記陣の硯を撤す。事の由を仰せて返し置かしむ。了りて宜陽殿の座に赴く。還りて陣の座に着く。良や久しきの後、外記右府より帰り来る。件の禊の日の定文頭行成を以て奏せしむ。即ち返し給ふ。又吉書を加へ納む。撤せし

め了りて敷政門より退出す。旬日件の門より退出の例なりへ時に亥の剋なり。今日録事を仰せず。然るべき人無きに依る。又見参を留めず。参入すべきの人少きに依る。近代の例なりと云々。

七日、丁丑。参内す。先づ右府の直廬に参る。雑事を申す。志宗我弘範の死去の所に、志伴忠信を以て使の序の奏を賜ふ。即ち頭中將を以て奏聞せしむ。禊の日の前駆左衛門尉維時故障を申す。事掲焉に依り奏聞せしむ。天許有り。則光を以て其の替りと為す。廻ち大外記致時朝臣に仰す。

「右大臣官奏に候するの事」

今日右大臣官奏に候すへ今年の初奏なり。左衛門督・左大弁・⁽⁹⁾左兵衛督・春宮権大夫・⁽¹⁰⁾右兵衛督参入す。擬階の事、左衛門督之行ふ。其の事以前に退出す。禊の祭の行事参議の事を奏聞せしむ。右兵衛督勅許有り。即ち外記に仰す。石見国の禊の祭の料の解文を奏聞せしむ。大炊寮に納めしむべしといへり。説孝朝臣に下す。

「内大臣配流の事」

廿四日、甲午。或る下人云ふ、今晚諸陣を閉づといへり。内の召し有り。辰の初めに参入す。先づ左衛門の陣の外において案内を取る。

頭中将齊信出迎へて云ふ、参入すべしと。先づ右大将頭光召しに依りて参入す。⁽²⁾ 右將軍・⁽⁷⁾ 余兩人を指して召し有り。此の間、大藏卿時光・⁽⁸⁾ 右大弁扶義等参入す。然れども陣の中に入らず。右大将、右府の直廬に在り。仍て余も彼の直廬に詣づ。右府命じて云ふ、束帯にて只今陣に罷り着くべしといへり。將軍・余陣の座に着く。良や久しきの後右大臣陣に着く。是より先御前に於て除目有り。除目へ奥に在り。大臣除目を笏に取り副へ陣に着く。⁽⁸⁾ 左大弁惟仲を以て清書せしむ。配流の雑事等右大将に委ぬ。此の間諸卿仰せに依りて陣の中に入る。除目の清書を右大臣奏聞す。式部丞を召して下名賜ふ。⁽²¹⁾ 大内記齊名朝臣を召して、配流の宣命の事〈花山法皇を射る事、女院を呪咀する事、私に大元法を行ふ事等なり〉、並びに固関の勅符の事〈先づ是諸陣を警固せしむ〉を仰す。⁽³⁾ 左衛門権佐允亮朝臣を召し、⁽⁵⁾ 権帥を追ひ下すべきの由を仰す。允亮朝臣申し請く。⁽⁴⁾ 左衛門府生茜忠宗・廷尉相共に彼の家に向ふ。⁽⁴⁾ 左衛門尉源為貞を以て、太宰に送るの使と為す。又、⁽⁶⁾ 出雲権守隆家を追ふの使は、⁽³⁾ 右衛門尉藤原陳泰官符を行。⁽⁴⁾ 伊豆権守高階信順・⁽⁴⁾ 淡路権守同道順等の任符に及びび作らしむるなり。大将御所に進みて、勅符・任符等を奏せしむ。先づ宣命の草を奏す〈後に聞く、件の宣命を、⁽⁴⁾ 少納言伊頼に給ひ、官庁において之を宣制せしむ。〉⁽⁹⁾ 允亮朝臣権帥の家〈中宮の御在所なり。二条北宮と謂ふ〉に向ふ。使等東門〈陣無き門なり〉より入る。寢殿の

北を経て西の対〈帥の住居なり〉に就き、勅語を仰す。而るに、重病の由を申す。忽ち配所に赴向し難き由、⁽⁴⁾ 忠宗を差し申さしむ。許容無し。早に車に載せ赴くべきの由重ねて仰す事有り。余故障を、⁽³⁾ 藏人頭行成に触れ退出す。固関等の事、⁽²⁾ 右大将之を行ふ。後に聞く、勅符・官符袋に袋に入ると云々。官符に至りては然らざる事なりと云々。尋ね知るべし。事了りて今朝近衛の陣より女院に奉らる。今朝左右の馬寮に仰せて御馬を引かしむ。武芸に堪ふる五位以下官符に依り鳥曹司に候せしむと云々。

太宰権帥正三位藤原伊周〈元内大臣〉。

出雲権守従三位藤原隆家〈元中納言〉。

伊豆権守高階信順〈元右中弁〉。

淡路権守高階道順〈元右兵衛佐、木工権頭〉。

(行間補書)

「殿上の簡を削らるる人々」

左近少将源明理〈四位〉、左近中将藤原頼親、

右近少将藤原周頼、同少将源方理、

勘事

左馬頭藤原相尹 彈正大弼源頼定、

「帥下向せざるの事」

廿五日、乙未。参内す。諸卿皆悉く入る。権帥伊周中宮の御所に候し、使の催に随はざるの由、再三⁽⁶⁴⁾允亮朝臣⁽⁶⁴⁾忠宗を以て奏聞せしむ。既に許容無し。只早に追ひ下すべきの由を仰せらるるのみ。二条大路の見物の雑人及び車に乗る者堵の如し。帥の下向を見むが為なりと云々。

「権帥伊周追ひ下さるるの間の事」

廿八日、戊戌。今明陣の物忌なり。此の由を⁽⁶⁴⁾頭弁に触れ、参入せず。中宮権帥と相携へて離れ給はず。仍て追ひ下すこと能はざるの由、再三之を奏せしむ。京内の上下首を挙げて后宮の中に乱入す。凡そ見物の濫吹極まり無し。彼の宮内の人の悲泣連声す。聴く者涙を拭ふは、此の間なりと云々。嗷々違記すること能はず。候禁の大春日正近飯を給はる(共兼に仰す)。治部丞雀部望秀従者が為に刃傷せらる。仍て伊遠を遣はす。

五月

「出雲権守隆家を配所に遣はすの事」

一日、庚子。参内す。出雲権守隆家今朝⁽⁶⁴⁾中宮に於て捕得し、配所に遣はす。編代車に乗らしむ。病を称するに依るなりと云々。但し隨身は之馬に騎すべしと云々。見る者雲の如しと云々。⁽⁶⁵⁾権帥・⁽⁶⁶⁾出雲権

守共に中宮の御所に候し、出だすべからずと云々。仍て宣旨を降し、夜の大殿の戸を撤破す。仍て其の責に堪へず、隆家出で来たりと云々。権帥伊周逃げ隠る。宮司をして御在所及び所々を捜さしむ。已に其身無しといへり。右大将以下の諸卿雲上に候す。⁽⁷⁾余⁽⁸⁾右府の宿所に詣で、謁談の後黄昏退出す。

「盗人搜の事」

二日、辛丑。早朝召しに依り参内す。是より先右大将・⁽⁹⁾宰相中將陣に候す。⁽²⁾將軍盗人搜の事を行ふ(山々・京内)。定文御所に進みて奏聞す(陣の座に於て奏せしむべきか)。山々・條々の使を召す。上首は之に仰す(五位膝突に於て奉じ、六位庭中に於て之に奉ず)。使等失錯多く、夜に入り返事を申す。今朝⁽⁶⁴⁾允亮朝臣⁽⁶⁴⁾忠宗を以て申さしめて云ふ、⁽⁴³⁾信順・⁽⁴⁴⁾明順・⁽⁴⁴⁾明理・⁽⁴⁷⁾方理等の朝臣召し候せしむるの処、申して云ふ、⁽⁴⁸⁾左京進藤頼行は権帥の近習といへり。件の頼行を以て在所を申さしむべしといへり。即ち其の□を問ふ。申して云ふ、⁽⁴⁵⁾権帥去る晦日の夜前、中宮より、⁽⁶⁴⁾道順朝臣相共に愛太子山に向ふ。頼行に至りては山脚より罷り歸り了んぬ。又其の乗馬等は彼の山辺に放つといへり。仰せて云ふ、隨身頼行跡を尋ね追ひ求むべしといへり。又申さしめて云ふ、申す所若し相違はば拷訊すべきかと。仰せて云ふ、拷訊すべしといへり。允亮朝臣・⁽⁴⁴⁾右衛門尉倫範・⁽⁴⁴⁾左衛

門府生忠宗等彼の山に馳せ向ふ。馬鞍等を尋ね得たるの由と云々。

〔中宮出家の事〕

⁽⁶⁵⁾中宮権大夫扶義談じて云ふ、昨日⁽⁶⁴⁾后宮扶義の車（下簾を懸く）に乗り給ふ。其の後使の官人等御所に参上し、夜の大殿及び疑はしき所々を搜検す。組入・板敷等を放ち、皆実検すと云々。后に無限の大恥を為し奉るなり。又云ふ、后昨日出家し給ふと云々。事頗る実に似たりといへり。⁽⁶⁴⁾信順等四人戸屋に籠め、看督長を以て守護せしむるなり。

⁽⁶⁶⁾左衛門志為信主守たり。

⁽⁶⁷⁾新中納言道綱亡母の周忌法事。七僧の粥を送る時、又大内に候するに依り訪向せざるの由、内より致信を差して示送し了んぬ。

〔隆家病に依り逗留の事〕

三日、壬寅。今明陣の物忌。其の由を⁽⁶⁸⁾頭弁に触れ参入せず。出雲権守隆家胸病を煩ふに依り尚皮嶋辺に在りと云々。出雲権守の許より書札を送る。病に依り暫く逗留す。兼ねて母氏の存亡を見るべきの由、奏状を付さんと欲すといへり。⁽⁷⁾余返事を送る。月日を注せず。必ず用意を致すべき旨を報ず。⁽⁶⁹⁾署等⁽¹⁾女院の辺より奏せらるべきの由、相示し了んぬ。承り及ぶ事有るが若し。

〔帥出家の事〕

四日、癸卯。参内す。⁽⁶⁵⁾員外の帥出家し、本の家に帰ると云々。案内せしむるの処、事已に実有り。之を尋ね求むる使尚西山に在り。此の間⁽⁶⁶⁾左衛門志為信此の由を聞き、事の由を申さんと欲するの間、⁽⁶⁵⁾権帥車に乗りて離宮に馳せ向ふ。為信薬履を着け、淳和院の辺に於て追ひ留む（為信日来⁽⁶⁴⁾信順・⁽⁶⁴⁾明順・⁽⁶⁴⁾明理・⁽⁶⁴⁾方理等を守護せむが為、中宮に候せしむるに、乗物無きに依り歩行すと云々）。此の間公家⁽⁶⁴⁾左衛門権佐孝道・⁽⁶⁴⁾左衛門尉季雅・⁽⁶⁴⁾右衛門府生伊遠等を差し、帥の所に馳せ遣はす。又初使⁽⁶⁴⁾左佐允亮尋ね到る。⁽⁶⁴⁾孝道朝臣此の由を奏せしむ。即ち権帥を允亮に預けしむ。允亮申して云ふ、⁽⁶⁴⁾茜忠宗権帥を尋ねむが為愛太子山に在りて未だ帰参せず。⁽⁶⁴⁾右衛門尉倫範を以て副使に申請す。請に依ると云々。允亮申さしめて云ふ、帥の車（編代）を実検す。帥已に出家す。車内に女法師（⁽⁶³⁾帥の母氏と云々）有り。副へて遣はすべきかといへり。仰せて云ふ、許し遣はすべからずと。件の事等⁽⁶⁴⁾外記致時を以て⁽²⁾右大将に転じ奏せしむる所なり。已に孝道朝臣帰参し、帥の申す事等を奏せしむ。病に依り去る朔日罷り下らず。兼ねて女法師を免じ給ひ将に下るべきの由と云々。余件の勅答を聞かず退出す。

右大臣余を鬼の間に招き良や久しく談話す。事の次で有るに依る。縁座の事を行はるべからざるの由、一両度触れ申すなり。信順・明順・

明理・方理等、去る朔日より帥の在所を申さんが為に廷尉に在るか。出入を禁ぜしむ。而るを今日帥出で来たる。仍て免し出ださるるなり。

〔帥下向の事〕

五日、甲辰。⁽⁴⁰⁾ 倫範云ふ、権帥去る夜石作寺（長岡に在り）に宿す。左衛門権佐允亮・⁽⁴¹⁾ 府生茜忠宗今朝離宮に送る。⁽⁴²⁾ 母氏相副ふべからざるの由宣旨下し了んぬと。又云ふ、朔日宣旨に依り、官人及び官司等⁽⁴³⁾ 皇后の夜の御殿の扉を破る。扉太だ厚く忽ちに破ること能はず。仍て戸腋の壁板を突破し扉を開かしむ。女人の悲泣連声す。皇后は車に載せ奉り、夜の御殿の内を搜す。後の母敢へて隠れ忍ぶ無し。見る者歎き悲しむ。是より先出雲権守隆家⁽⁴⁴⁾ 領送使右衛門尉陳泰の家に入ると云々。

六日、乙巳。源元正・菅原宗忠・平常則・志太元貞、件の四人⁽⁴⁵⁾ 紀伊前守董宣の郎等。而るを申さしむべきの事有り召禁する所なり。今日⁽⁴⁶⁾ 右府の命有り之を免す。件の事前日右府奏し給ふ所なり。休日と雖も警護に依り内に参入す。⁽⁴⁷⁾ 春宮権大夫・⁽⁴⁸⁾ 右兵衛督同じく参る。⁽⁴⁹⁾ 史茂忠云ふ、権帥の官符出家に依り官符を改めらると（前の帥安和の例に従ふなり）。

今日右大将已下参入せらる。件の官符の事を請印せしめむが為、⁽⁵⁰⁾ 領

送使左衛門尉為貞申し上る所なりと云々。又⁽⁵¹⁾ 信順・⁽⁵²⁾ 道順朝臣等任所に追ふの使は、左右の兵衛府の物部と云々。

（行間補書）

〔修理職焼亡の事〕

十日、己酉。亥の終り修理職焼亡の由陣より告ぐ。心神極めて悩ましく参入せず。輔通を以て⁽⁵³⁾ 頭弁の許に示送す。右府・右大将・⁽⁵⁴⁾ 藤大納言及び他の卿相駈け参ると云々。

〔権帥遂に追ひ下すの事〕

十二日、辛亥。今朝⁽⁵⁵⁾ 允亮朝臣・⁽⁵⁶⁾ 忠宗等来たりて云ふ、昨夕山崎より罷り帰る。昨日⁽⁵⁷⁾ 外帥離宮より□寺に着く。人の相従ふ無し。忠宗云ふ、⁽⁵⁸⁾ 母堂密々相従ふ。允亮朝臣等去る十日外帥を⁽⁵⁹⁾ 領送使為貞に請けしむ。即ち請文を取る。同十一日母堂密々來向す。忠宗密々の談説なり（昨日政申、右志善理并免者日置安富左獄に候し、置始致信原免、官人等申すこと度々、無罪の由を勘問す）。

⁽⁶⁰⁾ 大外記致時朝臣云ふ、為貞帥病に依り発向すること能はざるの由を上すと云々。又云ふ、一日⁽⁶¹⁾ 陳泰⁽⁶²⁾ 出雲権守病に依り丹後国に逗留の由を言上す。病愈え了らば任所に送るべきの由、宣旨下され了んぬ。

「伊周・隆家病に依り逗留するの事」

十五日、甲寅。参内す。右大将・⁶⁴式部大甫・⁶⁵左兵衛督・⁶⁷宰相中将参会す。権帥伊周・出雲権守隆家病に依り配所に赴向せざるの由、領送使言上すと云々。頭弁行成云ふ、権帥は病の間播磨国の便所に安置し、出雲権守但馬国の便所に安置す。各国司に請けしめ、其の請文を取り帰参すべしといへり。又信順朝臣病の由を申す。兼又万死一生此の間暫く追を催すべからず。道順朝臣に至りては早に追ひ下すべしといへり。⁶⁸頭の談説なり。

「高麗国の入石見国に寄るの事」

十九日、戊午。高麗国の入石見国に寄る。其の事諸卿定め申す。延喜年中異国人但馬国に来たる。船を造り糧を給し本国に還し遣す。彼の例に依り糧を給し還し遣すべきの由定め申し了んぬ。

太宰典倫頼の事又定め申す。先づ左衛門府の弓場に候せしむべく、倫頼を以て申文・唐人の返抄等、先づ仁聡の所に遣すべきの由定め申し了んぬ。

「山陵の使の事」

廿一日、庚午。山陵の使を定めらるへ山階は⁶⁹中納言時中、柏原は⁷⁰下官、後山階は⁷¹参議公任、田邑は修理大夫懐々、三位、村上是

⁶⁸参議扶義、後村上是⁶⁹参議俊賢。右大将宣命の事を行ふへ事の趣

論有り。兩人の事具に記すに違あらず。未の終りに宣を給ひ、各陵に向ふ。衛督警固すと云ふと雖も、弓箭を帯びず宣命を給ふ。余案ずる所なり。両武衛へ⁷²公任・⁷³俊賢之の如し。右大将云ふ、弓箭を解き宣命を給ふべきかといへり。彼是云ふ、解かれずと雖も又何事か之有らむや。又解かると雖も何の妨げか有らむやと。仍て弓箭を解かず宣命を給ふ。上卿に至りては山陵に向はず、使に於て陵に向ふべきに依り、弓箭を解くべし。又伊勢の例を案するに、弓箭を解き宣命を使に賜ふ。彼の例に准ぜしめ又弓箭を解くべきかといへり。余の次官は⁷⁴右京大夫信輔。

六月

「官奏の事」

五日、甲戌。参内す。⁷⁵右大臣以下皆悉く参る。只⁷⁶左大弁惟仲一人参らず。今日官奏有り。⁷⁷史の守永礼を失すへ緒を結び給はず立ちて退く。気色を得て還り居り。未だ緒を結び給はざるの前に進み取り去る。是奏者の大臣談ずる所なり。此の間余壁後に在り、見ず了んぬ。申の終りに余退出す。

「權佐孝道を以て左右の囚人を実檢せらるるの事」

七日、丙子。⁸³ 右權佐孝道朝臣以下の使の官人等に殊に事の由を仰せて、左右の獄に遣はし、囚人を実檢せしむ。帰来して云ふ、左右の囚人十二人已に窮し了んぬ。命旦暮に在りといへり。仍て左の坂上莫友・王正行・品治光信・賀茂為光・右の淀春水・紀福真、以上の六人に飯を給ふ。今六人の出雲国の犯人は自由にすべきこと難し。事の由を奏して左右すべきなり。

八日、丁丑。⁸⁴ 右府の宿所に詣で相調す。次に参内す。殿上に参上して、⁸⁵ 頭弁を以て出雲の犯人の飢餓養ふべからざるの由を奏せしむ。殊に天恩有り飯を賜はるべきの由、相加へ奏せしむること有り。仰せて云ふ、奏せしむるの旨慥に聞し食し了んぬ。但し出雲の犯人等に殊に飯を給ふべしといへり〈出雲為義・勝部久道・佐伯惟時・内蔵正興・伊福部守光・勝部延道〉。又宣旨に依り權帥の隨身伴秀吉を免ず。出雲の犯人の事を奏せしむるの次でに、仰せ加へらるる所なり。⁸⁶ 左府生忠宗に仰す。忠宗帰来して云ふ、出雲の犯人免じ給ひ了んぬ。地に伏して涙を流し敢へて言ふこと能はずといへり。今朝忠信を以て飯粥を出雲の犯人に賜はしむ。

「中宮焼亡の事」

九日、戊寅。今曉⁸⁷ 中宮焼亡す。⁸⁸ 右兵衛督・⁸⁹ 弼同車して馳せ参る。右大臣以下の諸卿冷泉院〈院号なり〉に参会す。次に中宮の御在所〈⁹⁰ 明順朝臣の二条の宅〉に参る。次に⁹¹ 左兵衛督・⁹² 宰相中将同車して、故右府の北方を訪ぬ。近々に依るなり。右府中宮に参らる。又⁹³ 故右府を訪ねらる。或説に云ふ、后宮同車せず、侍男等に抱へらる。先づ⁹⁴ 二位法師の宅に度り給ひ、彼の宅より車に乗り、明順朝臣の宅に移り給ふと。昨の禁家今滅亡す。古人云ふ、禍福は糾纏の如しと。誠に所以あるか。花山院冷泉院に参らる。

開闕・解陣の事⁹⁵ 右大将之を行ふ。權帥を送る使⁹⁶ 左衛門尉為貞一日帰参すと云々。

「御躰御トの事」

十日、己卯。廼ち⁹⁷ 外記守成に仰せて云ふ、御躰御トの案敷政門の外に昇き立つ。今日御物忌。仍て外記を召し前例を見れば、天祿年中日記に云ふ、十一日御物忌なり。仍て御ト奏内侍所に付す。前例に依るといへり。仍て先づ藏人奉光を以て案内を奏せしむ。仰せて云ふ、若し今日を過ごすべからずんば内侍所に付すべしといへり。奏せしめて云ふ、近代十日を過ぎて奏聞せしむるの事未だ見聞せざるなりと。仰せて云ふ、早に内侍所に付すべしといへり。余移りて南の座に着く。

外記を召し、奏の案を奉るべきの由を仰せて、小選く
神祇祭主永頼御卜の奏の案を書杖に挿み之を奉りて退出す。余見了
りて外記を召す。仰せて云ふ、御卜御物忌に依り内侍所に伏すべしと。
即ち奏の案を外記に賜ふ。⁽¹²⁾大藏卿・⁽¹⁴⁾宰相中将参入し、晩頭退出す。

〔大理の間の沙汰の事〕

小野常高・秦安高博戯を犯す者なり。昨日決罪を免じ給ふ。

〔東獄の門前に井を掘るの事〕

十三日、壬午。東獄の門前〔東門〕に、井を掘らしむ。夫の食家より
宛て給す。年来の囚徒飲水に難ず。仍て仮に掘らしむ。渴死の囚衆く、
実に哀憐すべし。或云ふ、今日⁽⁸⁾右府の七夜の産養に相当す。其の儲
け豊贍と云々。公卿多く会合すべしといへり。仍て今明物忌と称し、
門を閉め蟄籠す。伝へ聞く、三夜公卿会合すと云々。

〔右大将家に群盗入るの事〕

十四日、癸未。⁽²⁾右大将の広幡の家に去る夜群盗入来す。⁽⁶⁾内成朝臣
の曹司の雑物を搜取し、鉾を以て内成朝臣の子の法師を突き損ふ。大
将の厩の馬矢に中る。⁽²⁾將軍日來他所に在りと云々。内成朝臣將軍の
旅所に在りといへり。件の事今朝將軍の御許より⁽³⁾志義理・⁽⁴⁾府生好

兼を以て御消息有り。盗の矢等持ち来たり尋ね捕らふべきの由厳しく
仰せ下し有り。

群盗上卿の家に入るは、驚奇するに足る。彼の内成朝臣の人々伝へ談
じて云ふ、内成の仇讎の為す所なりといへり。事頗る荒涼たり。放免
の平群延政丸日來禁固し、已に指したる事無し。今朝原免す。十个日
の内に將軍家に入りし盗を注申すべきの由を仰せしむるなり。

十七日、丙戌。参内す。⁽⁸⁾右大臣・⁽²⁾⁽⁴⁾両大納言・⁽⁵⁾源藤中納言・⁽¹²⁾大

藏卿・⁽¹⁴⁾宰相中将・⁽¹¹⁾右兵衛督陣に在り。僧綱召有り、大僧都覚慶、
権大僧都観修、権少僧都明豪、両人の僧都⁽¹⁾女院御葉の間其の驗有る
に縁り、超越して任せらると云々。右大臣陣に候し、僧の事を奉ず。
御物忌に依るなり。⁽³⁾権左中弁行成に仰せて官符を作る。宣命を作ら
しむべきの気色有り。彼是云ふ、両三人に至りては官符に載せらるる
例の事なり。丞相其の事を諾す。早朝沐浴して帰る。清原正国博戯を
犯すといへり。決罪し仮を給ふ〔⁽⁴⁾忠宗に仰す〕。

〔大臣召の仰の事〕

廿五日、甲午。今暁女院入内す。⁽¹¹⁾右兵衛督告送して云ふ、右大臣道
長・大納言顕光〔右大将〕、今日昇進の仰せ有りといへり。右府を以
て左大臣と為し、顕光を以て右大臣と為す。伝勅の者⁽⁶⁾藏人為任朝臣

と云々。兩人陣に候すと云々。⁽³⁾ 右府座に於て之を奉ず。⁽²⁾ 將軍壁後に於て之を奉ず。新任の人に仰せらるべきか。饗禄等の宮に縁るか。前例を尋ぬべし。

「大理の沙汰の間の事」

左獄に在りし女を免じ給ふ。⁽⁴⁾ 忠宗に仰す。

「大理の沙汰の間の事」

今日省試。七言八韵、題に云ふ、澤時雨の如しへ私を以て韵と爲す。童一人に飯を給ふ（伊遠に仰す）。

⁽⁴⁾ 右衛門府生伊遠知家事と爲す。

廿九日、戊戌。⁽¹⁾ 右兵衛督談して云ふ、昨日御前に候するに、仰せて云ふ、大納言に任すべきの人、世の許す所⁽⁷⁾ 右衛門督に在りと云々。奏して云ふ、申さしめずといへり。余超越の心無きを奏するか。此の度の事思ひ懸げざる所なり。只天道に任せ了んぬ。解除すること例の如し。応用紙二折櫃（四十帖）を献ず。六月禊の禄といへり。一折櫃は⁽⁴⁾ 陳泰朝臣に賜ふ。余禊の人なり。

（七月、八月、九月の記事は省略する）

十月

「平座」

一日、戊戌。参内す。⁽⁶⁾ 藏人行資仰せて云ふ、南殿に出御すべからず。例に依りて之を行ふといへり。宜陽殿の座・饗等の事、⁽³⁾ 左中弁行成に仰す。仰せ無きの前に座を敷く。然るべからざる事なり。此の間に⁽⁶⁾ 左衛門督懐忠卿参入す。仍て陣の座より起つ。事の由を奏せしめむと欲するの間、⁽⁶⁾ 左金吾立ち出て云ふ、危急の病者に提携し、祇候すること能はず、早に退出すべしといへり。仍て敢へて奏せず。宜陽殿の卿相・侍従等の饗弁備へ了んぬ。乃ち移りて彼の座に着く。諸卿相率ゐて同じく着く（参議輔正・⁽⁹⁾ 公任・忠輔・⁽²⁴⁾ 齐信・⁽¹¹⁾ 俊賢）。弁・少納言等日花門より入り座に着く。少納言・弁次第に盃を献ず（三献なり）。三献了りて内竖等汁物を居かむと欲す。⁽⁷⁾ 余曰く、居かしめずと。仍て内竖等引き帰る。余少納言に示し侍従を召さしむ。少納言座を起つ。日花門より出で喚ぶ。侍従一人燎を執る。侍従無きに縁り録事を仰せず。仍て見参を催す。

「見参難有るの事」

⁽⁶⁾ 外記致貴見参・禄目録を挿み書杖を持ちて小庭に居り。余目し、唯を称す。進みて膝突に座し見参等を進む。余一々披見す。多く事の誤り有り。其の一、右大弁に忠輔を入れず、左大弁に扶義を入る。其の

二、内藏頭陳政身是重服。而るを同じく見參に載す。其の三、右中弁為紀道紀等と書くなり。仍て返し給ひ改め直さしめ了んぬ。小時くして之を進む。見了りて返し給ひ、元の如く書杖に挿み、退きて小庭に立つ。余御所に進み、藏人に付して奏せしむ。少選くして返し給ふ。又返して外記に進め、宜陽殿の座に復す。外記返して見參等を進め退出す。少納言伊頼を召して見參を賜ひ、左少弁説孝を召して禄目録を給ふ。少納言進みて南庭（版の位良なり）に立ち、見參を唱ふ。余次第に及び唱に応へて列び立つ（少納言は巽二丈許に列び立つ。上達部は一列西上北面、非参議は一列）。見參唱へ了んぬ。少納言列に復す。次に卿相以下相共に拜舞して退出す（上達部敷政門より出づ。非参議日花門を用ふ）。

八日乙巳。早朝或云ふ、諸陣の禁衛の門扉を全て閉ずと云々。物忌に依りて諷誦を修せしむ。⁽¹⁾ 勘解由長官同車して参内す。殿上に候す。小選くして⁽³⁾ 左府の直廬に詣づ。卿相会す。

「権帥密々京に上るの事」

⁽⁵⁾ 権帥密々京に上り、⁽⁴⁾ 中宮に隠居すと云々。夜部より其の聞え有りと云々。且く⁽⁴⁾ 右衛門権佐孝道を差し事の由を后宮に申さる。已に無実の趣を奏さる。孝道朝臣以下の使の官人等彼の后宮に候す。⁽⁶⁾ 左衛

門尉季雅・⁽⁶⁾ 志為信を差し播磨に遣す。権帥の有無を実檢せらる。又帥京に上り既に其の人有りと告げ言ふ。近くは則ち⁽⁶⁾ 中宮大進生昌、是左府談説せらるる所なり。丑剋許りに⁽³⁾ 左⁽²⁾ 右大臣・⁽⁴⁾ 左大将・⁽⁶⁾ 藤中納言・⁽⁹⁾ 右衛門督参入すと云々。他の卿相今日参入す。余午剋許りに退出す。但し事の由を左大弁に觸る。堅固の物忌に縁る。夜に入り⁽¹⁾ 勘解由長官来たりて云ふ、⁽⁶⁾ 生昌を召し問はると云々。権帥出家すと云々。定むるに慥かならず、実檢すべきの由加へ仰せらるる有り。⁽⁶⁾ 季雅等の事、播万の使未だ帰来せざるの間、使の官人等⁽⁴⁾ 后宮を護るべしと云々。中宮今月御産の期に当たる。

「権帥の出家実無きの事」

⁽⁵⁾ 外帥先日出家の由を奏せしめ、官符を改めらる。而るを尚猶剃頭せざるがごとしと云々。誑偽の甚だしきか。

九日、丙午。参内す。⁽⁸⁾ 左大弁扶義化徳門に於て云ふ、上達部⁽³⁾ 左府の宿所に在りといへり。仍て参入す。⁽⁹⁾ 右衛門督・⁽¹⁾ 勘解由長官彼の直廬に在り。左府談話して云ふ、権帥中宮に候するの由使の官人申す。而るを⁽³⁾ 相府仰せて云ふ、日昼召し出すは極めて不便なるべし。暗夜に臨みて召し出すが宜しきか。但し其の身を得し後、事の由を奏せしむべしと云々。此の間⁽⁴⁾ 右衛門尉倫範参り来たる。同じく此の由を申

すといへり。日没退出の間、櫛笥小道の間にて於て忽ち勅喚を蒙る。帰参して殿上に候ふ。⁽⁸⁴⁾ 頭弁行成に仰せて云ふ、左大臣に隨身を給す。左右近衛府生各一人・近衛四人の勅書へ其の趣大将を辞するの日、隨身を給すべし。而るを謙退して受けず。今殊に給する所といへり。摂政・関白に非ずして隨身を賜はる例宜しからざるの例なり、作らしむべしといへり。⁽⁸⁵⁾ 大外記致時朝臣⁽⁸⁶⁾ 大内記齊名を召さしむるに、在所を知らずといへり。仍て⁽⁸⁷⁾ 右中弁為紀に仰す。又中務省に召すべきの由外記に仰す。⁽⁸⁸⁾ 右衛門督・勘解由長官陣に在り。為紀良や久しきの後草持ち来たる(管に入る)。其の文何ぞ縦跡を絲綸に忘れんやといへり。此の文不快。故に何者か摂政・関白の任に非ずして隨身を給はらんや。之の例は⁽⁸⁹⁾ 権帥のみ。仍て返し給ひ止めしむ。又朕を分くるの羽林等の文頗る意を得ず。改め直さしめ了んぬ。⁽⁹⁰⁾ 外記致時を以て先づ草を左府に奉らしむ(件の事左府に奉らしむべからず。然れども彼是云ふ、近代の事此の如し。此の如き者、彼の御事を為すと雖も、猶奏せしむるがときが宜しきかと)。次に御所に進み、頭弁に付して奏せしむ。則ち返し給ふ。清書せしめ重ねて奏聞す。御画日有り、返し給ふ。陣に復して⁽⁹¹⁾ 中務少甫遠高に下し給ふ(時に子四刻)。勘問の草内記所に給ふべきの由、致時朝臣に仰せ了んぬ。

〔左大将左馬寮の御監と為すの事〕

⁽⁴⁾ 左大将左馬寮の御監と為すの由、頭弁行成之を仰す。又雑袍の宣旨を下し給ふ。左馬寮の官人の檢非違使十三日召し候すべきの由致時朝臣に仰す。彈正に至りては彼の日下し給ふべし。

〔権帥重ねて官符を下さるるの事〕

十一日、戊申。大外記致時朝臣告送して云ふ、昨日雑事を行はる。外帥太宰府に下し送らる(左衛門尉平維時をして官符を請けしめ了んぬ)。⁽⁴³⁾ 信順・⁽⁴⁴⁾ 道順等任所に追遣す(使は先日の使用なり)。勘解由次官弓削以言を飛驒権守に任ず(使左兵衛尉に仰せて差し進めしめ了んぬ。未だ任符に成されず)。積悪の家天譴を被るか。後人恐るべし、恐るべし。

十三日、庚戌。左馬寮の御監及び禁色・雑袍の宣旨を下さむと為て、参内の間、大外記致時朝臣申さしめて云ふ、今日郡司の読奏を為すべし。而るを左府御障有るべし。早に参り行ふべしといへり。左大弁一人陣に在り。小選くして右府参入せらる。相續きて⁽⁸⁾ 平中納言参入す。右大臣前帥の事等を奏し行ふ。又之を官符に成さしむる有り。左大弁を結の政所に遣して捺印せしむ。⁽²⁾ 右大臣云ふ、今日読奏の事を行ふべしと。而るを心神宜しからず、奏し行ふこと能はず。汝申し行ふべ

しといへり。乗燭右府退出す。余外記を召し、式部省の具否を問ふ。具し了んぬといへり。仍て⁶⁶藏人式光を以て式部省郡司の読奏に候するの由を奏せしむ。仰せて云ふ、例に依りて行ふといへり。宜陽殿に座を敷かしむべき事⁶⁷左少弁説孝に仰せ、掃部寮座を敷き了んぬ。宜陽殿の中間に着き東向す。左大弁同じく着く。⁶⁸平中納言是より先退出す。太だ奇なり。余外記に仰せて式部省に召さしむ。⁶⁹式部丞源濟政読奏文を捧げ日花門より入り、進みて余の前に置く、余の右より之を置く。退きて軒廊の南に立つ。余少し許り擬文を披見し管を押し出す。濟政進みて読奏を取り、復た本の所に立つ。余座を起ち、階下を経て射場に進む。濟政相従ふ。濟政身は藏人たり。仍て便ち奏聞を奏せしむ。小選くして帰り出づ。射場の南の座に立つ。余宜陽殿の座に復し、濟政直ちに出づ。同省の丞二人、宣義・濟政、擬文並びに丹の硯等を執り並びて軒廊の南に立つ。宣義擬文を執り、先づ余の前に置く。了りて進み来たりて本の所に立つ。次に濟政丹の硯の管を執り又来たりて置く、皆座の右より置く。了りて両丞を引き出し、陣の官を召し掃部寮に仰せて輔の座、宜陽殿の西の壇上。余の座に当たり頗る北に去るを敷かしむ。外記に仰せて輔を召さしむ。⁷⁰少甫匡衡擬文を笏に取り副へ、宣仁門より入り座に着く。余擬文を披き、匡衡朝臣に目す。匡衡擬文を読み申して多く誤る。其の由を問ふ。匡衡敢て答對無し。難無きに至りては字を注定し、難有るに至りては注

定せず、其の難左に注す。匡衡読み了りて、擬文を取りて退出す。又掃部寮に仰せて輔の座を徹せしむ。次に丞宣義進み来たりて擬文を取、⁷¹読み合せの後、更に巻き返さず奏聞す。余座を起ちて射場に進み宣義相従ふ。藏人を以て式部丞式光読奏を奏聞せしむ。聞き了りて即ち返し給ふ。宣義に伝授し、宣義射場の南庭に立つ。余宜陽殿に復し、宣義読奏を捧げて退く。還るの間、濟政相代りて進み来たる。硯の管を執りて退出し了んぬ。余座を起ちて退出す。

〔読奏の難の事〕

〔五行省略〕

十一月

〔北野宮寺焼亡の事〕

六日、壬申。今夜北野天満神の神殿焼亡すと云々。

十日、丙子。孝義朝臣に一階を加ふ。⁷²左衛門尉倫範の叙位、皆是外帥の入京の由を告げ言ふ賞と云々。

〔東宮の王子着袴の事〕

十四日、庚戌。今日東宮の王子の着袴。参入すべきの由宮属来たり仰す。参内す。内の御書所に於て国々の申請の造門の所々の作料を定め宛つ。⁽¹⁾勘解由長官・⁽²⁾右中弁為紀・史国平・⁽³⁾守成・延政等預かり定む。公益に似たりと雖も、勅定に非ざるにより、定め宛つべきこと難し。仍て頭弁を以て事の由を奏せしむ。已に勅許有り。仍て定め宛つ。⁽⁴⁾左⁽⁵⁾右大臣以下春宮に参る。⁽⁶⁾式部大輔輔正一人参らず。公家の勤事に依るか。殿上に於て饗饌有り。左大臣喚に依り御前に参る。是王子の袴腰を結ぶべきに依るか〔時に酉〕。良や久しきの後、諸卿を御前に召し、御遊有り。左大臣の御馬二疋〔一疋は今日内より春宮に奉らるるの馬と云々〕、大樹・女装束、右大臣大樹・御直衣〔他の御衣無きに依ると云々〕、自余の上達部大樹、侍臣足絹、是より先御厨子所の御膳〔折敷四枚〕を供す。余陪膳を為す。劔を脱し笏を指し、第一の折敷を執り、警蹕を称す。一々供し了りて退出す。劔を着け座に復す。⁽⁷⁾左府御酒酌を供し、跪きて警蹕を称す。

〔注記〕

正暦六年(改元長徳)(九九五)

- (1) 関白
- (2) 内・主上・帝
- (3) 藏人頭・右中弁・頭弁・参議
- (4) 院・女院
- (5) 右大臣・右府・丞相
- (6) 内大臣・内府
- (7) 左大臣・左府・藤相公・丞相
- (8) 参議
- (9) 修理権大夫・参議
- (10) 大納言
- (11) 大納言・左大将
- (12) 大納言・中宮大夫・右大臣・大将・右府
- (13) 中納言
- (14) 三位
- (15) 藏人頭・頭中将
- (16) 権大納言
- (17) 右大弁・参議
- (18) 中宮

藤原道隆
一條天皇
源 俊賢
藤原詮子
藤原道兼
藤原伊周
源 重信
藤原時光
藤原安親
藤原朝光
藤原濟時
藤原道長
源 保光
菅原輔正
藤原齊信
藤原道頼
源 扶義
藤原定子

- | | | | | | |
|----|------------------|---------|----|--------|-----------|
| 19 | 東宮 | 居貞親王 | 39 | 右近將監 | 下毛重行 |
| 20 | 御忌月 | 藤原超子の御忌 | 40 | 故殿 | 藤原實頼 |
| 21 | 大外記 | 中原致時 | 41 | 宮 | 藤原遵子 |
| 22 | 中納言・左衛門督・権大納言・大将 | 藤原顕光 | 42 | 右府の二郎 | 藤原道兼の二郎兼隆 |
| 23 | 中納言・春宮大夫・権大納言 | 藤原公季 | 43 | 散三位 | 藤原有國 |
| 24 | 中納言 | 源 時中 | 44 | 右少将 | 藤原朝経 |
| 25 | 中納言・右衛門督 | 源 伊陟 | 45 | 右衛門尉 | 秦身高 |
| 26 | 中納言・勘解由長官 | 藤原懷忠 | 46 | 左馬頭 | 藤原相伊 |
| 27 | 参議・左大弁 | 平 惟仲 | 47 | 史 | 小槻奉親 |
| 28 | 参議・藤相公 | 藤原公任 | 48 | 左少弁・右佐 | 高階信順 |
| 29 | 参議 | 藤原誠信 | 49 | 相近朝臣 | 源相近 |
| 30 | 冷泉院 | 冷泉上皇 | 50 | 義行朝臣 | 宮道義行 |
| 31 | 二娘 | 藤原原子 | 51 | 明順朝臣 | 高階明順 |
| 32 | 青宮 | 春宮・東宮 | 52 | 遠資朝臣 | 源 遠資 |
| 33 | 参議・宰相中將 | 藤原道綱 | 53 | 堀川大臣 | 藤原兼通 |
| 34 | 余 | 藤原実資 | 54 | 殿 | 藤原忠平 |
| 35 | 三位中將・中納言 | 藤原隆家 | 55 | 忠宗 | 茜 忠宗 |
| 36 | 三位中將・太皇太后宮大夫 | 藤原理兼 | 56 | 右志 | 美麻那近政 |
| 37 | 右少弁・藏人弁 | 藤原為任 | 57 | 府生 | 美努伊遠 |
| 38 | 國平朝臣 | 多米國平 | 58 | 右府僕 | 玉手則武 |

- | | | | | | |
|------|--------------------------|-------|------|------------------|------|
| 69 | 倫範 | 平倫範 | (13) | 民部卿 | 藤原文範 |
| 60 | 監物・大監物 | 輔範・永道 | (14) | 参議 | 藤原安親 |
| 61 | 左少将 | 源 明理 | (15) | 内大臣・内府・太宰権帥・員外の帥 | 藤原伊周 |
| 62 | 左中弁 | 藤原忠輔 | (16) | 中納言・出雲権守 | 藤原隆家 |
| 63 | 少納言 | 藤原統理 | (17) | 参議・宰相中將・新中納言 | 藤原道綱 |
| 64 | 别当 | 菅原文時 | (18) | 参議・右大弁・中宮権大夫・左大弁 | 源 扶義 |
| | | | (19) | 将監 | 源 忠規 |
| | | | (20) | 中務少輔 | 良峯遠高 |
| | | | (21) | 大内記 | 紀 齐名 |
| (1) | 長徳二年(九九六)
女院・太后宮・東三條院 | 藤原詮子 | (22) | 董宣朝臣・紀伊前守 | 菅原董宣 |
| (2) | 大納言・右大将・右大臣・藤大納言 | 藤原顕光 | (23) | 右衛門権佐 | 源 孝道 |
| (3) | 右大臣・右府・左大臣・左府・相府 | 藤原道長 | (24) | 中宮・后宮・皇后 | 藤原定子 |
| (4) | 大納言・藤大納言・左大将 | 藤原公季 | (25) | 外記 | 林相門 |
| (5) | 中納言 | 源 時中 | (26) | 頭中將・藏人頭・宰相中將・参議 | 藤原齐信 |
| (6) | 中納言・左衛門督・左金吾 | 藤原懷忠 | (27) | 彈正親王 | 為尊親王 |
| (7) | 中納言・余・右衛門督 | 藤原実資 | (28) | 帥親王 | 敦道親王 |
| (8) | 参議・左大弁・権中納言 | 平 惟仲 | (29) | 大外記 | 中原致時 |
| (9) | 参議・左武衛相公・右衛門督 | 藤原公任 | (30) | 外記 | 能登守成 |
| (10) | 参議・春宮権大夫 | 藤原誠信 | (31) | 式部丞 | 菅原定義 |
| (11) | 参議・右兵衛督・勘解由長官 | 源 俊賢 | (32) | 兵部丞 | 藤原信經 |
| (12) | 参議・大蔵卿 | 藤原時光 | | | |

- | | | | | | |
|----|-------------|-------|----|--------|-------|
| 52 | 右衛門府生 | 美努伊遠 | 80 | 須藤 | 藤原文隆 |
| 51 | 左衛門尉 | 藤原季雅 | 81 | 藤原 | 藤原式部 |
| 50 | 左衛門志 | 錦 為信 | 70 | 少甫 | 大江匡衡 |
| 49 | 右衛門尉 | 平 倫範 | 69 | 藏人・式部丞 | 源 濟政 |
| 48 | 右京進 | 藤 頼行 | 68 | 藏人 | 宮道式光 |
| 47 | 方理 | 源 方理 | 67 | 中宮大進 | 平 生昌 |
| 46 | 明理 | 源 明理 | 66 | 外記 | 三國致貴 |
| 45 | 明順 | 高階明順 | 65 | 藏人 | 橘 行資 |
| 44 | 少納言 | 源 伊頼 | 64 | 藏人 | 藤原為任 |
| 43 | 伊豆權守 | 高階信順 | 63 | 志 | 義理 |
| 42 | 右衛門尉 | 藤原陳泰 | 62 | 内成朝臣 | 橘 内成 |
| 41 | 左衛門尉 | 源 為貞 | 61 | 神祇祭主 | 大中臣永頼 |
| 40 | 左衛門府生 | 茜 忠宗 | 60 | 二位法師 | 高階成忠 |
| 39 | 左衛門權佐 | 惟宗允亮 | 59 | 故右府 | 藤原道兼 |
| 38 | 說孝朝臣 | 藤原說孝 | 58 | 弼 | 源 頼定 |
| 37 | 左衛門尉 | 平 維時 | 57 | 史 | 文守永 |
| 36 | 右兵衛佐・淡路權守 | 高階道順 | 56 | 右京大夫 | 藤原信輔 |
| 35 | 權左少弁・右中弁 | 菅原為紀 | 55 | 式部大甫 | 菅原輔正 |
| 34 | 府生 | 飛鳥部好兼 | 54 | 史 | 阿倍茂忠 |
| 33 | 藏人頭・頭弁・權左中弁 | 藤原行成 | 53 | 帥の母氏 | 高階貴子 |

あとがき

本稿は、冒頭にあげた六名の古日記輪読会の成果（平成五年十一月より平成六年一月初旬までの毎週一回、三時間、計十回分）の報告である。小右記は、天元元年（九七八）「現存本文は天元五年より」より長元五年（一〇三二）冬に至る六十一巻の漢文日記であり、それは、記者小野宮右大臣藤原実資の二十二歳より七十六歳に至る五十五年間に相当し、それはまた、彼の九十年の生涯の優に半ばを越える長年月に当たると。

本稿では、その中、記者の三十九歳と四十歳の二年間に当たる正暦六年（九九五・二月二十二日長徳に改元）と長徳二年（九九六）の記事の主な部分をとりあげて訓読した。それは、期せずして、中関白家の悲運の経緯を読むこととなった。

小右記は、漢文日記の文学性、また随筆、歴史物語、説話集などとの関連からも注目される内容を持つものなので、試みに訓読したものである。ままた未勘の箇所もあるが、大方の御批評を乞う次第である。

（一九九四・一・一〇）

高松短期大学研究紀要

第 24 号

平成6年1月31日 印刷
平成6年1月31日 発行

編集発行 高松短期大学
〒761-01 高松市春日町960番地
TEL(0878)41-3255
FAX(0878)41-3064

印刷 高東印刷株式会社
高松市東山崎町596番地